

鳥取県告示第436号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成22年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

県民歯科疾患実態調査

2 調査の目的

県民の歯科保健の状態を把握し、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎知識を得ることを目的とするとともに、平成13年に設定した歯科保健目標（健康づくり文化創造プラン）の最終評価をする。

3 調査対象の範囲

県内に住む20歳以上の者（一部18歳及び19歳の者を含む。）で、市町村の特定健康診査受診者及び健康教室参加者並びに事業所健康診査受診者のうち2,500人を対象とする。

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 歯科健診による調査事項

（現在歯及びむし歯の状況、喪失歯及びその補綴状況、歯肉の状況並びに歯石の沈着状況）

イ アンケートによる調査項目

（歯みがきの回数、時間等の状況、歯の健康のために普段から気をつけていること等）

(2) その基準となる期日

平成22年7月1日から同年12月31日までの調査票記入日現在

5 報告を求める者

鳥取県

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査員が行う口腔診査による調査

(2) 自己記入方式のアンケート調査等による調査

7 報告を求める期間

平成22年7月1日から同年12月31日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

この調査の結果については、平成22年度県民歯科疾患実態調査報告書を作成し、公表する。